

○過労運転車両に係る指示

(第 19 条第 1 項)

改正 令和 4 年 3 月 25 日 令和 5 年 3 月 16 日

処分基準

令和 5 年 3 月 16 日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 66 条の 2 第 1 項
処分の概要	過労運転車両に係る指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	<p>「過労運転行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両(代行運転自動車を含む。)について通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として、その車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して、運転者が過労状態になることを十分に予測できたにもかかわらず、無理な運行を行うことが運転者に有利となる極端な歩合制をとるなど、過労運転違反をすることを誘発するような行為をしていた場合・ 自動車運転代行業者の使用する同一又は複数の車両(代行運転自動車を含む。)により、1 年間に 2 回の過労運転違反が行われたような場合などである。
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係